

国土総合開発特別委員会議録第十二号

昭和三十三年四月九日(水曜日)

午後一時四十八分開議

出席委員

委員長 亘 四郎君

理事 川村善八郎君 理事 竹谷源太郎君

理事 渡邊 惣蔵君

石坂 繁君 大坪 保雄君

高村 坂彦君 田中 正巳君

中馬 辰猪君 橋本 渡君

井谷 正吉君 川村 継義君

小牧 次生君

委員外の出席者

議員 小澤佐重喜君

議員 井手 以誠君

四月九日

委員 椎熊三郎君、椎名悦三郎君、篠田弘作君、南條徳男君、松浦周太郎君及び小平忠君辞任につき、その補欠として石坂繁君、大坪保雄君、橋本渡君、中馬辰猪君、高村坂彦君及び小牧次生君が議長の指名で委員に選任された。

四月九日

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案(小澤佐重喜君外九十一名提出、衆法第一七号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案(小澤佐重喜君外九十一名提出、衆法第一七号)

○委員長 これより会議を開きます。

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案を議題といたします。

まず、提案者より提案理由の説明を聴取いたします。小澤佐重喜君。

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、台風常襲地帯における台風(豪雨を含む。以下同じ。)による災害を防除するために行われる公共土木施設等に関する事業について特別の措置を定め、もつて国土の保全と民生の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「災害防除事業」とは、台風常襲地帯における台風による災害を防除するために行われる事業で、国若しくは地方公共団体(これらの機関を含む。)又はその他の者が法令により管理する次に掲げる施設に関するもののうち、内閣総理大臣が当該施設に関する主務大臣の意見を聞き、かつ、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て指定するものをいう。

一 河川

二 海岸

三 砂防設備

四 林地荒廃防止施設

五 前号に該当するものを除き、水源かん養林、防風林その他の森林保安施設

六 地すべり防止施設及びばた山崩壊防止施設

七 農業用施設

2 この法律で「災害防除事業五箇年計画」とは、昭和三十三年以降以降の五箇年間にわたる災害防除事業の事業計画をいう。

(台風常襲地帯の指定)

第三条 内閣総理大臣は、台風の来襲回数及び強度、降雨量その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て、しほは台風による災害が発生している都道府県の区域の全部又は一部を台風常襲地帯として指定する。

2 内閣総理大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(災害防除事業五箇年計画の決定)

第四条 災害防除事業に関する主務大臣は、当該災害防除事業につき、関係都道府県知事の意見を聞いて災害防除事業五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、災害防除事業五箇年計画を関係都道府県知事に通知しなければならない。

(災害防除事業五箇年計画の変更)

第五条 災害防除事業に関する主務大臣は、災害防除事業五箇年計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、関係都道府県知事の意見を聞いて災害防除事業五箇年計画を変更する案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による閣議の決定があつた場合に準用する。

(台風常襲地帯対策審議会の設置)

第六条 総理府に、台風常襲地帯対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事務)

第七条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他台風常襲地帯における災害の防除に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、台風常襲地帯における災害の防除に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

(審議会の組織)

第八条 審議会は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員二十三人以内をもつて組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 五人

二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 三人

三 関係行政機関の職員 八人以内

四 都道府県知事 二人

五 都道府県議会議員 二人

六 学識経験がある者 三人以内

2 前項第六号に掲げる委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第一項第六号に掲げる委員は、再任されることが出来る。

4 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

5 会長は、会務を総理する。

6 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第九条 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

(政令への委任)

第十条 第六条から前条までに定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(国の予算への経費の計上及び特別な助成)

第十一条 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、災害防除事業五箇年計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

2 国は、災害防除事業五箇年計画に係る事業を行う地方公共団体そ

の他の者に対し、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十六条の規定に基づく補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつせんし、その他必要と認める措置を講ずることができ、

更に災害防除事業を行うことを決定したときは、その旨を公示しなければならぬ。

（地方財政再建促進特別措置法との関係）

第十二条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十三年法律第九十五号）に基づく財政再建団体である地方公共団体が災害防除事業を実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治庁長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当つて、当該災害防除事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならぬ。

2 前項の規定は、地方財政再建促進特別措置法第二十二條第二項の規定により財政の再建を行う地方公共団体が災害防除事業を実施する場合に準用する。

（第二次の五箇年計画）

第十三条 内閣総理大臣は、第二條第二項に規定する期間の経過前に、昭和三十三年年度以降において更にこの法律の規定によつて災害防除事業を行う必要があるかどうかについて、関係各大臣の意見を聞き、かつ、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て、決定しなければならぬ。

2 前項の規定は、前項の規定により昭和三十三年年度以降において更に災害防除事業を行うときは、その旨を公示しなければならぬ。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 災害防除事業五箇年計画には、災害防除事業五箇年計画の決定前に実施された昭和三十三年年度の予算に係る事業で、第二條第一項に規定する災害防除事業に相当するものを含むものとする。

（総理府設置法の一部改正）

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中国土開発縦貫自動車道建設審議会の項の次に次のように加える。

（経済企画庁設置法の一部改正）

年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十号の次に次のように加える。

リ 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第九号）

九条第六号の次に次の一号を加える。

七 台風常襲地帯における災害の防除に関すること。

理 由

国土の保全と民生の安定を図るため、台風常襲地帯における台風による災害を防除するために行われる公共土木施設等に関する事業について、特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、本年度約五千万円の見込である。

〇小澤佐重喜君

ただいまより、台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案の提案理由を御説明申し上げます。本案につきましては、自由民主党並びに日本社会党の共同提案でありますので、両党を代表いたしまして申し上げる趣旨を御了承願いたいと存する次第であります。

おおよそ狭い国土と過大な人口をかかえて、原料資源の大半を国外に依存しなければならぬ我が国におきましては、民生を安定し、産業を振興し、進んで経済の自立再建を達成するためには、国土の保全と開発が、最も緊要な前提的要素であることは、申すまでもありません。

顧みるに、わが国は、その地形的、気象的悪条件に累せられて、年々歳々おびただしい風水害をこうむり、その被害はきわめて甚大と相なっておりますのであります。試みに、終戦以来近年に至る被害額に徴しましても、年平均二千五百億といわれ、総額三兆円の巨額に上るものと推定せられるのであります。しかも、これらの災害の防除と復旧は財政上その他の制約のため、常に手おくれを余儀なくせられ、事業の進捗意のこくなく、累年災の悪循環を繰り返している実情にありまして、まことに遺憾痛心にたえないところであります。

ことに九州地方のごときは、宿命的な自然災害の常襲地帯として、連年甚大な災禍に悩まされておるのであります。いわゆる過年度災の累積により、復旧は遅滞し、事業効果は減殺せられ、一たび天災の再来にあうや、收拾すべからざる不測の事態を招来することと相なるのであります。このことは、二十八年年度災における未曾有の被害について見ましても、また、近くは、昨夏の西南九州水害の惨禍に徴しましても、明らかとなっております。今にして、災害の禍根を根絶し、抜本塞源の建設的方途を講ずるにあらずんば、国土の損耗、民生の困苦はもとより、国利民福の増進、産業経済の伸張のごとき、まさしく木によりて魚を求むるにひとしく、とうてい期して望むべくもありません。従つて、この際、旧来の災害対策に根本的再検討を加え、新たな見地に立つて、画期的

恒久対策を確立しなければならぬと思ふのであります。このことは、ひとり、本地方住民の悲願たるのみならず、広く国土保全の大局的見地よりきわめて喫緊な国家的要請であるといわねばなりません。ここにおいて、まづ、いわゆる災害常襲地帯を対象とする特別の立法措置を講じ、災害の未然防除に万全を期し、もつて、民生の安定と、進んで、国土の開発に寄与せんとするものであります。

自由民主党並びに日本社会党におきましては、如上の実情にかんがみまして、昨年来、それぞれ党内に九州開発特別委員会を設け、特に災害対策を中心として、鋭意、具体的方策の検討を進めてきたのであります。が、ようやくその成果を得るに至りましたので、さきに、本国会勢頭、全会一致をもつて可決せられました九州地方開発に関する決議の趣旨に即応して、ここに、本法案を提案することと相なつた次第であります。

以上、この法律案を提案する理由であります。

次に本法案の内容について、その概要を申し上げます。

まず、本法案の目的は、冒頭第一条に規定せられてゐる通り、台風常襲地帯を対象として、公共土木施設等に関する事業について、防災上特別の措置を講じ、もつて、国土の保全、民生の安定をはからんとするものであります。しかしこれら災害防除事業の範囲については、河川以下、第二条に列記する基本的事項に關し、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て、内閣総理大臣が、これを指定することになつてゐるのであります。

第二に、台風常襲地帯の指定につきましても、台風の来襲回数及び強度並びに降雨量その他の事情を勘案して、審議会の議決を経て、内閣総理大臣がこれを行うことになっております。しかして、この指定の具体的基準は、政令で定めることとしてあります。が、これは、既往災害の被害額、復旧費等の多寡に拘泥せず、数十年来の台風来襲回数、強度及び降雨量など過去の事実に基づいた客観的尺度をもつて科学的に画定するものであります。これに該当する地帯は、ひとり、九州地方のみに限らず、すべて本法の適用地域となるのであります。

第三に、事業計画の策定につきましては、一応、本年度以降五カ年を目途として、関係主務大臣において、それぞれの年次計画を作成し、特に、閣議の決定を求めることとしてあります。事業の総合かつ強力な計画的推進をはかることとしたのであります。なお、三十八年度以降の第二次五カ年計画をいかにするかについては、あらためて、内閣総理大臣が、関係大臣の意見を徴し、審議会に付議して、これを決定することとしたしました。

第四に、内閣総理大臣の諮問機関として、総理府に台風常襲地帯対策審議会を設置することとしたのであります。が、本審議会は、前に申し述べました通り、常襲地帯の指定、災害防除事業の具体的指定等に関しては、実質的に、きわめて重要な役割を持つものであります。同時に、災害の防除に関する各般の基本的事項を調査審議する等、その機能は、まさに本法運営の核心をなすものであります。

第五に、事業実施に伴う経費の問題

であります。が、もともと、本法の意図したところは、ただに事業量の増大のみならず、事業費の負担区分について、常襲地帯における特例を設け、国庫負担の一律二割増率を規定し、もつて、地方負担の軽減に資せんとしたのであります。が、中央、地方を通じ、財政上その他諸般の事情を勘考いたしまして、一応これを見送ることとし、この際、本法本来の事業計画の実施に必要な経費については、国の財政の許す限り、これを予算に計上するの義務を明確に規定するとともに、地方公共団体に対し、必要に応じて、高率補助その他特別助成の道を開く等弾力性ある措置を講ずることとしたのであります。なおまた、財政再建団体に対しましては、事業計画の実施を円滑にするため、財政再建計画の変更について適切な措置を講じ得るよう配慮いたしました。

なお、この法律は、公布の日よりこれを施行することとしたしまして、これが実施に伴う国の財源については、本年度さしあたり五千万円を想定し、所要の予算を計上しているであります。以上がこの法律案の提案理由と、その内容の概略であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

○巨委員長 本案に対する質疑は次会に譲ります。

次会は明日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十七分散会

第九号中正誤

ハ段行 誤 正
八三 土地 土地

第十号中正誤

ハ段行 誤 正
三終り 必配 心配
三から 必配 心配
四 必配 心配
五 必配 心配
六 必配 心配
七 必配 心配
八 必配 心配
九 必配 心配

昭和三十三年四月十一日印刷

昭和三十三年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局